

令和4年1月11日

保護者の皆様へ

都城市立明道小学校  
校長 後藤 世志哉

### 教職員による児童生徒等へのわいせつ行為等の防止について

新春の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教職員の数が増加傾向にあり、今般「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。

この法律を受けて、県全体でも児童生徒等へのわいせつ行為等の根絶に向けて、取り組んで参りますが、本校におきましても、「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟で、全力で取り組んで参ります。

つきましては、本校として下記のとおり対応しますことを御連絡申し上げますとともに、趣旨を御理解の上、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は、以下のとおりですので、何かありましたら遠慮なくご相談ください。

学校内（校長先生、教頭先生、田中先生、向井先生、樋口先生）

22-4297

県教育委員会 教職員課 0985-26-7241

- 2 教職員が児童・保護者とメール・SNS等でやりとりすることを原則として禁止しています。（各学校で公式に許可された学習支援システム以外において）  
ただし、やむをえない場合は、校長の許可を得ることとしています。
- 3 教職員は、児童からの相談がある場合は、メール等で行うのではなく、管理職等に報告した上で、学校での直接面談で行うこととしています。
- 4 児童からも、安易にメール等を教職員に送信することがないように指導しています。
- 5 教職員は、児童を私的な理由で自分の車に同乗させないこととしています。
- 6 教職員は、児童を私的な理由で自宅に招かないこととしています。



# STOP! セクハラ!

## ☆ セクハラとは

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。例えば、次のようなことがセクハラになります。

### 言う

性的な嫌がらせや冗談を言う  
容姿について話題にする  
性的な噂を流す  
性的な体験をたずねたりする

### 見せる・見る

性的な電子メールや画像を送る  
体をしつこくながめる  
下着や着替えを見る

### 行う

必要もないのに体を触る  
脚などを写真に撮る  
性的な関係を求める

### 決めつける

「男(女)のくせに」、  
「女(男)にはまかせられない」など  
性別によって決めつける



注 不快と感じるかどうかは人によって違うので、親しみのつもりで行ったことでも、相手が不快と感じれば、セクハラになります。

## ☆ セクハラを受けたら

セクハラは人権侵害です。あなたは悪くありません。我慢しないで、相手に「やめてほしい」と伝えましょう。それが難しい場合は、身近な信頼できる人に相談しましょう

## ☆ セクハラを見たり、相談されたら

被害を受けた人に声をかけ、話を聞いてあげましょう。その際「あなたは悪くない」と伝えてあげてください。そして、信頼できる人にその事実を相談しましょう。

## ☆ 身近な人に相談しにくいときは

相談しやすい先生や相談員の方に話してみましよう  
次の相談窓口も利用できます

## ■ 相談窓口 ■

学 校 内	県教育委員会	県教育研修センター
校長先生	セクハラ相談窓口	教育相談
教頭先生	(教職員課)	「ふれあいコール」
田中先生	0985-26-7241	0985-38-7654
向井先生		0985-31-5562
樋口先生	月～金 8:30～17:15	毎日8:30～21:00
※ 他の先生でもOK	※祝休日除く	※祝日、年末年始除く